

日本入国時の検疫における出国前検査証明の確認を厳格化
(厚生労働省所定フォーマットの原則化利用の勧奨)

(ポイント)

- 日本人帰国者を含む全ての日本への入国者に対しては、すでに事前の出国前検査証明を求められているところですが、4月19日より検疫における検査証明の確認が一層厳格化されます。
- 今後も任意のフォーマットの利用は妨げられませんが、厚生労働省では、入国者には同省が指定するフォーマットを利用して検査証明を取得していただくことを勧奨しています。

(本文)

- ・日本人帰国者を含む全ての入国者に対して求めている出国前検査証明に関し、出国時の搭乗手続や日本入国時の検疫において、検査証明の有効性をめぐり様々なトラブルや混乱が生じているとのことです。
- ・今後、入国時の検疫における出国前検査証明の確認を厳格化するにあたり、このような問題を避けるためにも、厚生労働省では、入国者には同省が指定するフォーマットを利用して検査証明を取得していただくことを勧奨しています。

○検査証明書

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

○検査証明書の確認について（本邦渡航予定者用 Q&A）

<https://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/files/100177589.pdf>

○厚生労働省が有効と認める検査検体及び検査方法の早見表

<https://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/files/100177590.pdf>

・なお、今後も任意のフォーマットの利用は妨げられませんが、仮に任意のフォーマットによる検査証明を取得する場合には、航空機の搭乗時及び日本入国時に検査証明の内容を確認するための時間がかかることがあり得るほか、場合によっては、搭乗拒否や検疫法に基づき入国が認められないおそれがあることをあらかじめご理解下さい。

・厚生労働省が有効と認める検査検体及び検査方法以外による検査証明は、日本での検疫及び各航空会社に無効なものと取り扱われます。入国者においても、①厚生労働省が有効と認める

検査検体及び検査方法等の所定の事項を十分に理解すること、②所定の要件を満たす検査を受けること（類似の名称の検査方法が複数存在するので検査時に十分注意して下さい。）、③交付された検査証明書の記載内容に記入漏れ等の不備がないか自ら確認すること（任意様式の場合には必要情報の該当箇所にマーカーをする）など、自らの責任において有効な検査証明書を準備の上、空港チェックインカウンターにご持参下さい。

○厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○厚生労働省（水際対策に係る新たな措置について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

○厚生労働省（日本における水際対策の抜本的強化に関するQ&A）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19_qa_kanrenkiyou_00001.html

○厚生労働省（新型コロナウイルスに関するQ&A）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html

○厚生労働省（感染対策の基本）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593493.pdf>

○TECOT（海外渡航者新型コロナウイルス検査センター）（経済産業省）

<https://www.tecot.go.jp/>

【在デトロイト日本国総領事館】

住所：400 Renaissance Center, Ste. 1600 Detroit, MI 48243-1604

電話：(313) 567-0120（代表）

メールアドレス：seikatsuanzen@dt.mofa.go.jp